

「大分県県有建築物照明改修事業(北部東部地区)」入札説明書に関する質問及び回答

N o	資料名	ページ	第	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目	質問	回答	回答日
1	入札説明書	P2	第2	5	(1)					設計業務	設計業務の中には工事監理業務を含まないという理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。	7月15日
2	入札説明書	P6	第3	1	(3)					参加資格要件	施工業務に当たる者は(ア)～(ウ)の要件を満たせば、施工企業としては単独で、設計企業と企業グループを構成することで入札参加できるとの理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。	7月15日
3	要求水準書	P4	第3	1	(1)					設計業務範囲	bにて対象施設一覧表に記載のものを設計業務範囲としていますが、「添付資料2見積参考資料」では一部、経費が計上されていない施設があります。経費計上されていない施設は設計業務範囲の対象外との理解でよろしいですか。	設計業務は、対象施設一覧表に記載のすべての施設を対象とします。費用は、細目別内訳書①-6『H照明器具台帳作成業務』に計上しています。	7月15日
4	要求水準書	P4	第3	1	(1)					設計業務範囲	cその他、付随する業務に記載されている検査とは設計業務の完成検査を指しているとの理解でよろしいですか。	要求水準書を修正します。 質問のあった「検査」の記載を削除。	7月15日
5	対象施設一覧	P2								設計成果物	「添付資料2見積参考資料」で経費計上されていない施設の付近見取図・配置図を成果物として図面提出を求められておりますが、これは設計業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。また、設計業務の対象内とする場合、どこの項目で費用計上されているかご教示ください。	設計業務の対象となります。費用は、細目別内訳書①-6『H照明器具台帳作成業務』に計上しています。	7月15日
6	対象施設一覧									照明器具台帳	新設機器の選定業務が照明器具台帳に含まれておりますが、相当品選定という設計業務は照明器具台帳作成業務の中に入っているという理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。	7月15日

N o	資料名	ページ	第	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目	質問	回答	回答日
7	設計業務等委託契約書（案）	P8								第29条	設計業務は施工業務に先行して完了すると考えられますが、その場合、工期短縮や委託金額の変更についてはどのように考えておられますか。 最終年度内の工期短縮であれば、企業努力として委託金額の変更は無しと考えていただけますか。	設計業務等委託契約書（案）第28、29条の規定に基づき、協議の上、判断するものとします。なお、工期短縮による契約金額の変更はありません。	7月15日
8	工事請負契約書（案）	P10								第24条	施工業務が早期に完了した場合、最終年度内の工期の短縮変更であれば、企業努力として請負金額の変更は無しと考えていただけますか。	工事請負契約書（案）第23、24条の規定に基づき、協議の上、判断するものとします。なお、工期短縮による契約金額の変更はありません。	7月15日